

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第58号）（保健福祉局こころの健康増進センター）

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、同法を引用する規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 58 号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第7号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局こころの健康増進センター)